

第9回幕別町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和3年3月30日(火)午後2時00分から午後3時24分まで

2 開催場所 幕別町役場3階会議室

3 出席委員(21名)

会長	24番	谷内	雅貴
会長職務代理者	23番	鯖戸	英明
	1番	棚	範貴
	2番	小林	信也
	3番	山下	浩昭
	4番	橋本	浩弥
	5番	西田	利幸
	6番	中村	富士男
	8番	高野	英一
	9番	佐藤	雅典
	10番	森	勤子
	11番	帰山	茂義
	13番	澤邊	佳範
	14番	佐藤	悦啓
	15番	高橋	孝二
	17番	黒田	龍司
	18番	吉田	正宏
	19番	渡邊	ひろ子
	20番	佐久間	博孝
	21番	湯佐	茂雄
	22番	松本	誠

4 欠席委員

	7番	田村	信夫
	12番	井田	留吉
	16番	多田	篤

5 議案

- 1) 開会
- 2) 議事録署名委員
- 3) 諸般の報告
- 4) 報告
 - 第1号 令和4年度農業政策と予算に関する要望意見について
 - 第2号 農地所有適格法人報告書の受理について
 - 第3号 農地法第4条の規定による許可について
 - 第4号 農地法第5条の規定による許可について
 - 第5号 所有権移転に係る利用調整結果の報告について
 - 第6号 農地台帳整備に係る現況地目の確認について
 - 第7号 令和3年度農業委員会予算について

議案

- 第1号 農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について
- 第2号 農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域の除外について
- 第3号 農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域の用途変更について
- 第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 第5号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第6号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第7号 現況証明について
- 第8号 令和2年度農業委員会の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について
- 第9号 令和3年度農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画について
- 第10号 第24期幕別町農業委員会活動方針・活動計画について

6 農業委員会事務局職員

事務局長	川瀬 康彦
忠類支局長	高橋 宏邦
農地振興係長	岩岡 夢貴
忠類支局農地振興係長	広田 瑞恵
農地振興係主査	菅原美栄子
農地振興係主事	石塚 瑶人

7 会議の概要

議長	<p>幕別町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、定足数に達しておりますので、ただ今から第9回農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>次に、議事録署名委員を会議規則第13条第2項の規定により指名いたします。</p> <p>議事録署名委員に17番 黒田委員、18番 吉田委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。</p> <p>次に、諸般の報告を事務局から申し上げます。</p>
事務局長	<p>諸般のご報告を申し上げます。会議規則第4条の規定により、7番 田村委員、12番 井田委員、16番 多田委員より欠席する旨の届出がございましたのでご報告申し上げます。</p>
議長	<p>次に、報告第1号「令和4年度農業政策と予算に関する要望意見について」を議題といたします。</p> <p>事務局から報告第1号の説明をいたします。</p>
事務局長	<p>報告第1号「令和4年度農業政策と予算に関する要望意見」について、次のとおり十勝農業委員会連合会を通じ、北海道農業会議へ提出したのでご報告いたします。</p> <p>議案書1ページから5ページにわたり8項目でお示ししております「令和4</p>

年度農業政策と予算に関する要望意見」につきましては、昨年12月に幕別町に対しまして農業政策等に関する意見書を提出し、国並びに道に対しての働きかけの要請を行っておりますことから、これに準じた内容を十勝農委連、北海道農業会議に対して提出したものであります。

議案書1ページの「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う農業支援について」から4ページ下段の「農業委員会関係予算の確保について」までの7項目につきましては、町に対して意見書を提出する際にご説明しておりますことを踏まえまして、本日の説明は割愛させていただきます。

議案書5ページをご覧くださいと思います。要望意見の八つ目、「農業者年金制度における受給者確認の簡略化」についてでございます。

先ほど、現況届出の写しの方を回した関係でございます。

この項目は、町への意見書にはありませんでしたが、現下の状況に鑑みまして、喫緊の課題と判断いたしまして、この度追加要望したものでございます。

当該項目は、農業者老齢年金に係る毎年の現況届の簡略化に伴う要望についてであります。

経営移譲年金及び特例付加年金受給者以外の農業者老齢年金受給者に関しまして、毎年提出をいただく現況届には、氏名、生年月日、住所を記載するだけの簡単なものでありますことを踏まえまして、本農業委員会にお越しの際に、高齢者ドライバーに伴う交通事故等の問題、また、人出が多い場所での新型コロナウイルス感染症等に罹患する危険性などが考えられますことから、当該現況届の省略化、手続きのオンライン化に伴う法改正について要望したものであります。

なお、この項目につきましては、来年度になりますが、町への意見書に係る一項目として候補にあげていきたいというふうに考えているところであります。説明は以上でございます。

議長

報告第1号について説明を申し上げました。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑がないようですので、報告第1号については、報告のとおり承認されました。

議長

次に、報告第2号「農地所有適格法人報告書の受理について」を議題といたします。

事務局から報告第2号の説明をいたします。

事務局

報告第2号「農地所有適格法人報告書の受理について」、
■ほかに計11法人から提出がありましたので報告いたします。
書類等完備されておりましたので受理いたしました。
以上で報告を終わります。

議長

報告第2号について説明を申し上げました。
質疑ございませんか。

	(発言なし)
議長	質疑がないようですので、報告第2号については、報告のとおり承認されました。
議長	次に、報告第3号「農地法第4条の規定による許可について」を議題といたします。 事務局から報告第3号1番の説明をいたします。
事務局	報告第3号「農地法第4条の規定による許可について」、農地法第4条の許可申請について、下記のとおり許可したので報告します。 案件は、議案書6ページの令和3年2月25日第8回総会で審議された1件でございます。 内容につきましては、記載のとおりでございます。 なお、記載のとおり条件を付し、令和3年3月19日付けで許可をしております。 以上で報告を終わります。
議長	報告第3号1番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑がないようですので、報告第3号1番については、報告のとおり承認されました。
議長	次に、報告第4号「農地法第5条の規定による許可について」を議題といたします。 事務局から報告第4号1番の説明をいたします。
事務局	報告第4号「農地法第5条の規定による許可について」、農地法第5条の許可申請について、下記のとおり許可したので報告します。 案件は、議案書7ページの令和3年2月25日第8回総会で審議された1件でございます。 内容につきましては、記載のとおりでございます。 なお、記載のとおり条件を付し、令和3年3月19日付けで許可をしております。 以上で報告を終わります。
議長	報告第4号1番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑がないようですので、報告第4号1番については、報告のとおり承認さ

	れました。
議長	次に、報告第5号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」を議題といたします。 事務局から報告第5号1番の説明をいたします。
事務局	報告第5号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」、公益財団法人幕別町農業振興公社の所有権の移転に係る利用調整の結果を報告します。 案件は議案書8ページの、今月22日に町公社が利用調整を行った1件であります。 内容につきましては記載のとおりです。以上で報告を終わります。
議長	報告第5号1番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑がないようですので、報告第5号1番については、報告のとおり承認されました。
議長	次に、報告第6号「農地台帳整備に係る現況地目の確認について」を議題といたします。 事務局から報告第6号1番の説明をいたします。
事務局	報告第6号「農地台帳整備に係る現況地目の確認について」、農地台帳整備に係る下記の農地の現況地目について、現況の確認を行っておりますので報告します。 案件は、議案書9ページの1件でございます。 今月22日の現地調査で現況について記載のとおり確認いたしました。 以上で報告を終わります。
議長	報告第6号1番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑がないようですので、報告第6号1番については、報告のとおり承認されました。
議長	次に、報告第7号「令和3年度農業委員会予算について」を議題といたします。 事務局から報告第7号の説明をいたします。
事務局	報告第7号「令和3年度農業委員会予算について」です。

令和3年度農業委員会予算について、下記のとおり決定したのでご報告いたします。

令和3年度の予算につきましては、先般の3月町議会におきまして、幕別町の各会計予算が議決しております。

農業委員会予算につきましては、総額で、1,755万5,000円で、前年と比較いたしまして、12万1,000円の減額となっております。

詳細につきましては、記載のとおりとなっております。

以上で報告とさせていただきます。

議長

報告第7号について説明を申し上げました。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑がないようですので、報告第7号については、報告のとおり承認されました。

議長

次に、議案第1号「農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について」を議題といたします。

議案第1号1番から8番について、事務局から説明をいたします。

事務局

議案第1号「農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について」、農地法第18条の規定により合意解約通知があったので審議を求めます。

【議案第1号1番から4番について、議案書をもとに朗読】

1番から2番及び4番は返還のため、3番は借換えのため解約するものです。以上の案件は、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立しているものと考えております。

【議案第1号5番から8番について、議案書をもとに朗読】

5番から7番の案件につきましては借換えのため、8番につきましては売買のため解約するものです。

以上の案件は、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立しているものと考えております。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第1号1番から8番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

議長	<p>【全員異議なし】</p> <p>異議なしとします。よって、議案第1号1番から8番は原案のとおり可決されました。</p>
議長	<p>次に、議案第2号「農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域の除外について」を議題といたします。</p> <p>議案第2号1番から3番について、事務局から説明をいたします。</p>
事務局	<p>議案第2号「農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域の除外について」、幕別町農業振興地域整備計画の変更について、幕別町より諮問があったので審議を求めます。</p>
議長	<p>【議案第2号1番から3番について、議案書をもとに朗読】</p> <p>これらの案件につきましては、農家住宅建設を目的に農用地区域からの除外を求めるものとなっております。</p> <p>除外の要件につきましては、全て要件を満たしていると考えておりますので、宜しくご審議のほどお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑なしとします。採決をいたします。</p> <p>議案第2号1番から3番の農家住宅建設に係る農用地区域からの除外については、「特に問題がない」ということでよろしいですか。</p>
議長	<p>【全員異議なし】</p> <p>異議なしとします。よって、議案第2号1番から3番は、「特に問題なし」と答申することに決定いたしました。</p>
議長	<p>次に、議案第3号「農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域の用途変更について」を議題といたします。</p> <p>議案第3号1番について、事務局から説明をいたします。</p>
事務局	<p>議案第3号「農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域の用途変更について」、幕別町農業振興地域整備計画の変更について、幕別町より諮問があったので審議を求めます。</p>
議長	<p>【議案第3号1番について、議案書をもとに朗読】</p> <p>この案件は、牛舎等の建設を目的に農用地区域から農業用施設用地への用途</p>

変更を求めるものとなっております。

用途変更の要件につきましては、全て要件を満たしていると考えておりますので、宜しくご審議のほどお願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第3号1番について、異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第3号1番は、異議がない旨、幕別町へ回答します。

議長

次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

議案第4号1番から8番について、事務局から説明をいたします。

事務局

議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、幕別町より決定の求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求めます。

【議案第4号1番から8番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書1ページから4ページのとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

22番

22番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第4号1番から8番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第4号1番から8番は、原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第4号9番から14番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第4号9番から14番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書5ページから7ページのとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

1番 1番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。

議案第4号9番から14番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第4号9番から14番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第4号15番から26番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第4号15番から26番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書8ページから13ページのとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

2番 2番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。

議案第4号15番から26番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第4号15番から26番は、原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第4号27番、28番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第4号27番、28番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書14ページのとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

4番 4番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。

議案第4号27番、28番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第4号27番、28番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第4号29番、30番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第4号29番、30番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書15ペー

ジのとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

11番 11番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。
以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第4号29番、30番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第4号29番、30番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第4号31番、32番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第4号31番、32番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書16ページのとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

5番 5番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいますので、今回の利用権の設定については問題ないと思われ
ます。
以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第4号31番、32番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第4号31番、32番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第4号33番、34番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第4号33番、34番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書17ページのとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

20番 20番説明いたします。これらの案件は本来、地区担当委員は多田委員ですが、本日総会を欠席されたために、近隣の農業委員である私の方から説明いたします。

これらは更新案件です。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。

以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。

議案第4号33番、34番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第4号33番、34番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第4号35番、36番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第4号35番、36番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書18ページのとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

3番 3番説明いたします。これらの案件は、本来、地区担当委員は井田委員ですが、利用調整会議には、私が地区担当委員として出席いたしましたので、私の方から説明いたします。

これらの案件は、今月22日に町公社が利用調整を行ったものであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第4号35番、36番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第4号35番、36番は、原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第4号37番から42番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第4号37番から42番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書19ページから21ページ、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

20番

20番説明いたします。これらの案件は今月22日に町公社が利用調整を行ったものであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第4号37番から42番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第4号37番から42番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第4号43番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第4号43番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書22ページ上段のとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

4番 4番説明いたします。この案件は、令和2年12月に町公社が利用調整を行ったものであります。借主は買受予定者であり、意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。
以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第4号43番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第4号43番は原案のとおり可決されました。

議長 次の議案第4号44番につきましては、橋本委員の事案が含まれておりますので、議事参与の制限により退席願います。

(4番 橋本委員退席)

議長 それでは議案第4号44番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第4号44番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書22ページ下段のとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

14番 14番説明いたします。この案件は、本来、地区担当委員は橋本委員ですが、議事参与の制限に該当いたしますことから、私の方から説明いたします。
この案件は、令和2年12月に町公社が利用調整を行ったものであります。借主は買受予定であり、意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。
以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第4号44番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第4号44番は原案のとおり可決されました。
(4番 橋本委員着席)

議長 次に議案第4号45番については、渡邊委員の事案が含まれておりますので、議事参与の制限により退席願います。
(19番 渡邊委員退席)

議長 それでは議案第4号45番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第4号45番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書23ページ上段のとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

3番 3番説明いたします。この案件は本来、地区担当委員は渡邊委員ですが、利用調整会議には私が地区担当委員として出席いたしましたので、私の方から説明いたします。
本件は、令和2年12月に町公社が利用調整を行ったものであります。借主は買受予定者であり、意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。
以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第4号45番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第4号45番は原案のとおり可決されました。
(19番 渡邊委員着席)

議長 次に、議案第4号46番について事務局から説明をいたします。

事務局

利用権移転に移ります。

【議案第4号46番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、北海道農業公社が一時貸付を行っておりますが、後継者への経営移譲に伴い、借受予定者を変更するものであります。

計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書23ページ下段のとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

13番

13番説明いたします。この案件は、北海道農業公社から借受けをしている農地の利用権を、後継者へ移転するものでございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の移転については問題ないと思います。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第4号46番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第4号46番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第4号47番について事務局から説明をいたします。

事務局

所有権に移ります。

【議案第4号47番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書24ページ上段のとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

20番

20番説明いたします。この案件は、今月22日に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は、意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の移転については問題ないと思います。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。
議案第4号47番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第4号47番は原案のとおり可決されました。

(午後2時45分から午後2時55分まで休憩)

議長

次に、議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案第5号1番について、事務局から説明をいたします。

事務局

議案第5号農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による許可申請があったので審議を求めます。

【議案第5号1番について、議案書をもとに朗読】

この案件は別添、調査書1ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

18番

18番説明いたします。この案件は、親から子への使用貸借による経営移譲でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。

なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりでございますので、よろしくをお願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。
議案第5号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長

異議なしとします。よって、議案第5号1番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第5号2番、3番について、事務局から説明をいたします。

事務局

賃借権に移ります。

【議案第5号2番、3番について、議案書をもとに朗読】

これらの案件は別添、調査書2ページから3ページに記載されておりますと
おり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと
考えております。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

6番

6番説明いたします。これらの案件は、今月22日に田村委員、佐藤雅典委員、
事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。
なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく願
いいたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第5号2番、3番について、原案のとおり決することに異議ございませ
んか。

【全員異議なしの声】

議長

異議なしとします。よって、議案第5号2番、3番は原案のとおり可決され
ました。

議長

次に、議案第5号4番、5番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第5号4番、5番について、議案書をもとに朗読】

この案件は別添、調査書4ページから5ページに記載されておりますと
おり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと
考えております。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

18番

18番説明いたします。4番の案件は、前耕作者の後継者への借換えでありま
すので、周辺農地への影響はないと考えております。5番の案件は、今月22日
に田村委員、佐藤雅典委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響が
ないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のと
おりですので、よろしく願
いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。
議案第5号4番、5番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長

異議なしとします。よって、議案第5号4番、5番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第5号6番、7番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第5号6番、7番について、議案書をもとに朗読】

これらの案件は別添、調査書6ページから7ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

19番

19番説明いたします。これらの案件は、今月22日に山下委員、高野委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。
なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。
議案第5号6番、7番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長

異議なしとします。よって、議案第5号6番、7番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第5号8番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第5号8番について、議案書をもとに朗読】

これらの案件は別添、調査書8ページに記載されておりますとおり、農地法

第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たすと考えております。
以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

20番 20番説明いたします。この案件は、今月22日に高野委員、多田委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。
なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願い致します。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第5号8番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長 異議なしとします。よって、議案第5号8番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案第6号1番について、事務局から説明をいたします。

事務局 農地法第5条の規定による許可申請のあった下記について、北海道農業会議へ意見聴取したく審議を求めます。なお、北海道農業会議からの許可相当の答申による許可は、農業委員会会長の専決で行いたく審議を求めます。

【議案第6号1番について、議案書をもとに朗読】

この案件は牛舎の建設を目的とする転用でございます。農地区分は農用地であります。農用地は原則不許可であります。本件は農振農用地区域の指定用途への転用であることから問題はないと考えております。

なお、立地基準、一般基準等の詳細につきましては別添、農地転用許可申請に係る審査表1ページから2ページに記載されているとおりでございます。議案の説明は以上でございます。よろしくお願い致します。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

19番 19番説明いたします。この案件は、令和2年12月に高野委員、井田委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。
なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願い致します。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

	(発言なし)
議長	<p>質疑なしとします。採決をいたします。 議案第6号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。</p> <p>【全員異議なしの声】</p>
議長	<p>異議なしとします。よって、議案第6号1番は原案のとおり可決されました。</p>
議長	<p>次に、議案第7号「現況証明について」を議題といたします。 議案第7号1番について、事務局から説明をいたします。</p>
事務局	<p>農地法関係事務処理要領に基づき、土地の現況証明願があったので審議を求めます。</p> <p>【議案第7号1番について、議案書をもとに朗読】</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。</p>
20番	<p>20番説明いたします。本件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月22日に高野委員、多田委員、事務局とで現地調査を行い、農地、採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑なしとします。採決をいたします。 議案第7号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。</p> <p>【全員異議なしの声】</p>
議長	<p>異議なしとします。よって、議案第7号1番は原案のとおり可決されました。</p>
議長	<p>次に、議案第8号「令和2年度農業委員会の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」を議題といたします。 議案第8号について、事務局から説明をいたします。</p>
事務局	<p>議案第8号、令和2年度農業委員会の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、次のとおり決定したいので審議を求めます。</p>

農業委員会は、農業委員会等に関する法律、第 37 条の情報の公開に基づき、事務の実施状況に関する情報について、インターネット等により公表することが定められており、活動状況を定められた様式にまとめた後、農業委員会等に関する法律施行規則第 15 条に基づき、6 月 30 日までに公表することとされております。

本日、議案に別紙として掲載しております計画等につきましては、本日午前中に開催いたしました三役会議においてご協議頂き、本総会に提案させて頂くものでございます。

次に、内容の説明をさせていただきます。

お手元に配布しております、議案第 8 号、別紙をご覧になってください。

1 ページ目になります。

大項目「Ⅰ 農業委員会の状況」は、令和 2 年度の幕別町の状況を掲載しております。

項目 2 になります。「農業委員会の現在の体制」は、令和 3 年 3 月 31 日現在の農業委員会の体制について記載しております。

2 ページ目をご覧ください。

大項目「Ⅱ 担い手への農地の利用集積・集約化」です。

項目 2 になります。「令和 2 年度の目標及び実績」として、昨年度立てた目標面積 2 万 1,375 ヘクタールに対し実績は 2 万 1,369 ヘクタールとなり、目標に対する達成状況は 99.9 パーセントとなりました。

この活動に対する評価でございますが、農地の集積のために農業委員会の活動といたしまして、皆様に実施していただいております、町公社の利用調整会議の出席、個別相談、現地確認等きめ細やかな活動が、農地の集積に貢献することができたと評価させていただきました。

3 ページ目をご覧ください。

大項目「Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」です。

こちらでは、新規参入者に関する事項を評価しておりますが、今年度は 1 件、先月になりますけれども、XXXXXXXXXX、14 ヘクタールの実績がありました。

この活動に対する評価でございますが、委員の皆様には、農地法等のアドバイスをはじめ色々な面での支援活動によるものと評価いたしました。

4 ページ目をご覧ください。

大項目「Ⅳ 遊休農地に関する措置に関する評価」の項目です。

農地パトロールの結果、遊休農地はございませんでした。

この活動に対する評価でございますが、遊休化になる前に地域の委員さんには近隣の農業者の方にお声をかけていただいたり、農地の受け手との調整をいただいたり地道な活動を評価して記載しております。

5 ページ目をご覧ください。

大項目「Ⅴ 違反転用への適正な対応」です。

違反転用となるような事例はございませんでした。

今後も、広報誌等で啓蒙活動を継続して実施していく必要があると考えております。

6 ページ目をご覧ください。

大項目「Ⅵ 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」です。

「1 農地法第 3 条に基づく許可事務」では、処理件数が 99 件、「2 農地転用に関する事務」は、処理件数が 19 件でした。

7 ページ目をご覧ください。

「3 農業所有適格法人からの報告への対応」では、管内の 80 法人中、54

法人より報告書の提出がございました。

「4 情報の提供等」につきましては、賃借料情報 358 件、農地の権利移動等の状況 234 件につきまして、町のホームページや農業委員会だよりにより、情報提供を行っているところでございます。

8 ページ目をご覧ください。

大項目「Ⅶ 地域農業者等からの主な要望、意見及び対処内容」です。

本日、ご審議をいただいた後、ホームページ等で意見募集を行い、意見が寄せられましたら、協議を行った上、要望、意見及び対処内容の記載の上、6月30日までホームページ上で公表を行う予定であります。

大項目「Ⅷ 事務の実施状況等の公表等」になります。

2番になりますが、「農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出」についてですが、昨年12月9日に町に対して行った意見書の内容を記載しております。

以上、朗読と内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第8号について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長

異議なしとします。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第9号「令和3年度農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画について」を議題といたします。

議案第9号について事務局から説明をいたします。

事務局

議案第9号「令和3年度農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画について。」

令和3年度農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画について、次のとおり決定したいので審議を求めます。

別添の議案第9号別紙をご覧ください。

当該活動につきましても6月30日まで公表することとなっております。

なお、この議案第9号につきましても、本日、午前中に開催しました三役会議でご協議頂き、総会にご提案させて頂いているものでございます。

次に内容の説明をさせていただきます。

1 ページ目になります。

大項目「Ⅰ 農業委員会の状況」です。

こちら、各種統計にて示されております情報を整理したもので、先程の点検、評価と重複した内容となっております。

2 ページをご覧ください。

大項目「Ⅱ 担い手への農地の利用集積・集約化」です。それと「Ⅲ 新た

な農業経営を営もうとする者の参入促進」の項目につきましては、それぞれ活動計画を記載していることとさせていただきます。

3ページをご覧ください。

大項目「IV 遊休農地に関する措置」です。

次年度は、8月に農地利用状況調査の実施を計画しております。

大項目「V 農地転用、違反転用への適正な対応」につきましては、違反転用を未然に防止するため、次年度も継続的に広報誌等による情報発信の実施を計画しております。

最後に、この活動計画も点検、評価と同様に、本日、ご審議をいただいた後に点検、評価、計画と併せまして、ホームページで意見募集を行い、意見が寄せられましたら、協議の上で内容を修正し、6月30日までにホームページ上で公表を行いたいと考えております。

以上、朗読と内容の説明とさせていただきますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第9号について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長

異議なしとします。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第10号「第24期幕別町農業委員会活動方針・活動計画について」を議題といたします。

議案第10号について事務局から説明をいたします。

事務局

議案第10号、第24期幕別町農業委員会活動方針、活動計画について、次のとおり決定したいので審議を求めます。

本議案につきましては、本日、午前中に開催いたしました三役会議にてご協議をいただき、本総会にご提案するものでございます。

別添にございます、議案第10号別紙1、2、3に添ってご説明申し上げます。

はじめに、別添の議案第10号別紙3をご覧ください。

第24期幕別町農業委員会活動方針、活動計画案の策定に伴う考え方について記載しております。

一つ目の丸印でございますが、第23期活動方針、活動計画は、現在の農業委員会等に関する法律に基づいて策定されたところであり、以後、特段の法律改正がありませんことを踏まえまして、第24期活動方針、活動計画は第23期のものを踏襲するものとしたします。

二つ目の丸印でございますが、日本を含め、世界で推進しておりますSDGs、和訳では持続可能な開発目標の理念を第24期活動方針、活動計画にも謳い込むものとします。

このSDGsは、このページ中段に17のゴールを掲載しておりますが、農業

関連にもいろいろと関わるものでございます。

三つ目の丸印でございますが、このページ下段にありますように北海道農業会議による運動の取組と連動し、本農業委員会においても、第24期活動方針、活動計画に織り込み、取り組んでいこうというものでございます。

四つ目の丸印でございますが、第24期活動方針、活動計画の期間につきましては、第23期活動方針、活動計画の策定時に農業委員の任期期間に併せて3年間とする決定事項を踏襲するものとし、原則、令和5年7月の任期末までとするものでございます。

なお、年間行事の決定や、情勢等の変化を踏まえ、毎年度、この時期になると思いますが、修正等の見直しを行うものとし、その際はこれまで同様、三役会議を経て総会において決定するものとしたします。

裏面をご覧ください。

五つ目の丸印でございますが、活動方針、活動計画に伴います、第23期と第24期の変更点についてでございます。

(1) にありますように、構成は変更のないものとしたします。

また、(2) にありますように、1項目のみ一部を変更してございます。

比較表でありますが、右側の第24期活動方針、活動計画案をご覧くださいと思います。

Iの活動方針におきましては、時代に応じた一部修正とSDGs、それと食育について、追加記載しているところであります。

IIの活動計画におきましては、1から9までの項目について、SDGsと食育に関連する追加等の修正についての考えを記載しているところあります。

次に、別添の議案第10号別紙2をご覧くださいと思います。

A4横長のものがございます。

活動方針、計画に伴います、第23期と第24期案の対照表でございます。

左は第23期のもの、右は第24期の案を記載してございます。

修正箇所には下線を引いてございます。

なお、第24期の案につきましては、先ほどご説明いたしました考え方を盛り込んでいるところあります。

はじめにIの活動方針であります。

第23期のものを踏襲しつつ、時代に合わせた文言修正等を行っております。

中段の下あたりに「また、」から始まる一文には持続可能な農業生産という、SDGsの理念を盛り込んでいるところあります。

その下、【重点事項】でございますが、項目2、3にSDGsと食育について盛り込むものとしたしました。

2ページ目をお開きください。

項目5について文言修正をしてございます。

次にIIの活動計画であります。

1の優良農地の確保と有効利用についての項目であります。新規のものを(3)とし、関係機関と連携しつつ、優良農地の保全、確保に取り組むことなど含む、SDGsの理念を取り入れたものとしております。

次に下段、項目3担い手の育成、農業経営の合理化に向けた活動であります。

(4) であります。SDGsはもとより男女雇用機会均等法及び男女共同参画社会基本法を鑑み、女性農業者が活躍できる環境づくりの推進に努めることを新たに謳うものとしたしました。

次に3ページ、7つ目の項目、第23期では「農業一般に関する調査、情報の提供」とありましたが、第24期ではこれに「活動及び」という文言を加入いたしまして、食育の推進を謳う(5)を追加するものとしたものであります。

最後に、別添の議案第10号別紙1をご覧いただきたいと思います。

「第24期 幕別町農業委員会活動方針・活動計画（案）」であります。

先ほど、考え方や修正点等についてご説明申し上げましたので、別紙1に関する説明は割愛させていただきます。

下にページ数がありまして、3ページ以降にページ数が入っていない農業委員会事業計画案を添付してございます。

こちらにつきましては、令和3年度の1年間の、これからの事業計画でございます。

なお、現下のコロナ禍などの影響によりまして、会議、研修等が延期や中止になる可能性がありますことを考慮していただきたいと思います。

以上で説明を終わります。よろしく審議のほどお願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第10号について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長

異議なしとします。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議長

議案は以上であります。

これをもちまして、第9回農業委員会総会を閉会します。

事務局長

ご起立願います。ご苦勞様でした。